

食育モデル事業実施要領

1 概要

健康づくりや食文化の継承など、食に関わる多様な主体(行政・家庭・学校・地域・企業等)の相互の連携・協力を促進し、それぞれの活動分野で行われている取組みに新たな「つながり」を創出・展開することにより、地域特性を生かした食育を推進する。

また、本市計画については、概ね5年程度(平成26年度～30年度)をその期間としており、食育モデル事業を通し、食育を効率的かつ効果的に推進していくための基本となる本市計画の施策の方向性等との整合性を加味しながら事業を展開する。

なお、モデル事業については、予算措置の必要性を充分に見極めながら、状況に応じた対応について随時、協議・検討しながら進めていくこととする。

2 基本的な考え方

- (1) モデル事業については、その分野に係る主体(団体等)が相互に連携・協力しながら、継続した取組みが可能であり、全市的な取組みへと展開が図れるような事業を構築・実施する。
- (2) モデル事業については、事業実施に係る課題や事業の効果等を検証しながら、食育推進委員会及び食育庁内推進会議における分野・組織横断的な協議を踏まえ、効果的・効率的な展開を図る。
- (3) モデル事業の取組みを市民に情報発信し、全市的な取組みとして展開されるよう、市ホームページや、いわき地域情報総合サイト等の広報媒体を活用し、随時、モデル事業の活動内容等を公表する。
- (4) モデル事業の構築・実施にあたっては、原則として既存事務事業等の見直しや予算組み替え等も考慮する。

3 平成29年度食育モデル事業

上記の基本的な考え方を踏まえ、28年度の食育モデル事業については、別紙事業の実施に向けて、今後、詳細な協議等を進めていくこととしたい。

なお、事業の終期については、本市計画における計画期間(30年度まで)を念頭に、その効果等を検証しながら設定することとする。